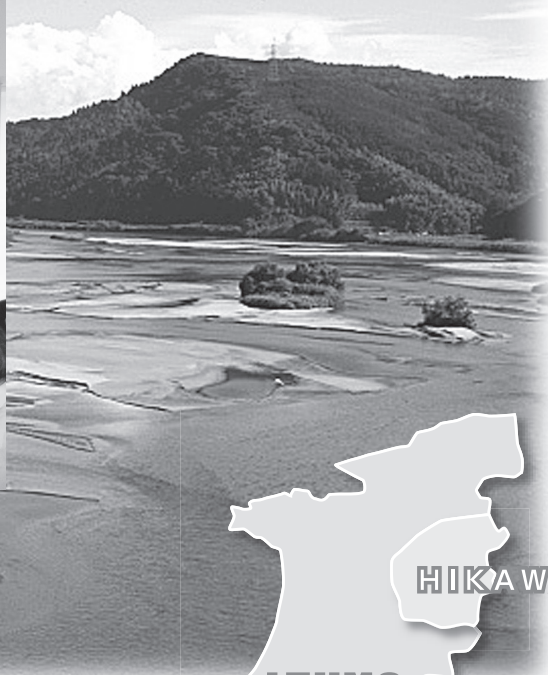


出雲市・斐川町 合併協議会だより

Vol. **6**

平成23年(2011)
7月20日発行



第9回合併協議会を開催

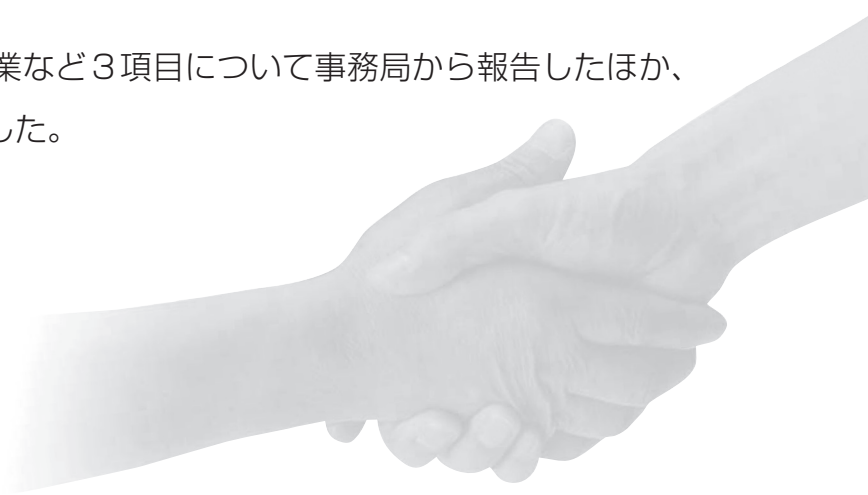
第9回出雲市・斐川町合併協議会を、6月9日（木）に出雲市役所くにびき大ホールで開催しました。

会議では、総務大臣告示や合併準備作業など3項目について事務局から報告したほか、平成22年度歳入歳出決算が認定されました。

目 次

第9回合併協議会を開催 P2 ～ P4

合併による住所表示の変更について
..... P4 ～ P5



発行／出雲市・斐川町合併協議会

編集／出雲市・斐川町合併協議会事務局

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所301会議室

電話0853-21-6278 FAX0853-21-6397

URL <http://www.izumo-hikawa-gappei.jp>

E-mail info@izumo-hikawa-gappei.jp

報告

合併協定調印後の合併に係る
経緯及び総務省告示について

第9回

合併協議会を開催

合併協定調印後の合併に係る経緯

平成 22 年	
9月11日	出雲市・斐川町合併協定調印式
10月17日	斐川町で合併の賛否を問う住民投票を実施
10月26日	斐川町議会で合併関連議案を否決
11月18日	斐川町議会で合併関連議案を可決
11月30日	出雲市議会で合併関連議案を可決
12月 2日	島根県知事に合併申請書を提出
12月17日	島根県議会で合併（廃置分合）議案を可決 島根県知事が合併（廃置分合）を決定
平成 23 年	総務大臣による合併（廃置分合）の告示
3月31日	<合併の効力発生>

3月31日に総務大臣による合併の告示がありました。

これにより、合併についての法的手続きが完了し、10月1日の両市町の合併が正式に決定しました。

○総務省告示第百十七号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基づき、斐川郡斐川町を廃し、その区域を出雲市に編入する旨、島根県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十三年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年三月三十一日
総務大臣 片山 善博

平成 23 年 3 月 31 日付 官報掲載内容

報告

合併準備作業について

本年 1 月に合併準備本部を設置して進めている合併準備作業の進捗状況等を報告しました。

□事務事業一元化シートによる合併準備作業

事務事業調整項目約 1,250 項目について、準備作業内容を決定し、7 月末までの一元化準備作業完了に向け作業を進めています。

□一部事務組合等の脱退・加入等の手続き及びスケジュール

島根県市町村総合事務組合などの一部事務組合や島根県後期高齢者医療広域連合からの斐川町の脱退等の議決や出雲市と斐川町で組織する法定協議会の廃止議決を両市町の 6 月議会に提案する予定です。

その他、合併までに必要な脱退・加入等の手続きやスケジュールについて報告しました。

□条例、規則等の整備状況

合併協議会で確認された協定項目等に基づき、合併後の事務に支障がないよう条例、規則等の整備を進めています。

□合併予算の編成状況

合併前の斐川町では通年予算を編成しています。合併後に執行する旧斐川町予算を含めた 10 月 1 日以降の増額経費に係る予算を編成します。

□電算システム統合作業

住民生活にかかわる重要な電算システム（住民記録、税務、福祉、地理情報等）と行政運営に必要な電算システム（財務会計、人事給与、庶務事務等）のシステム統合を進めています。

□「出雲市くらしの便利帳」の発行

各種手続きや制度、相談窓口、公共施設などの行政情報や地域生活情報などをまとめた行政ガイド「出雲市くらしの便利帳」を 9 月に配布します。企業等の広告掲載により、両市町の財政負担を伴わない方法で作成します。

□斐川地域自治区・地域協議会の設置準備

1. 地域自治区の名称、区域及び事務所の位置

地域自治区の名称	自治区の所管区域	事務所	事務所の位置
斐川地域自治区	合併前の斐川町の区域	斐川地域自治区事務所	出雲市斐川町荘原 2172

2. 地域自治区の設置時期

平成 23 年 10 月 1 日設置

3. 地域協議会の設置

地域自治区に、地域住民の意見を行政に反映させるため、地域協議会を置きます。

- (1) 主 な 役 割 支所と協働して地域まちづくり計画の策定と実施に努める
市長から諮問されたことについて意見を述べる
- (2) 組 織 おおむね 20 人で構成（会長、副会長、委員）
- (3) 任 期 2 年 ※合併時の斐川地域の委員は合併時から平成 25 年 3 月 31 日まで
- (4) 委員の選任 地域自治区の区域内に住所を有する者で、公共的団体が推薦するもの
又は識見を有するものから市長が選任
※合併時は、「合併前の斐川町長が推薦したものを市長が選任」

4. スケジュール

23 年度	10 月 1 日	斐川地域自治区・斐川地域協議会の設置
	10 月 中旬	第 1 回地域協議会の開催（委員委嘱、正副会長の決定等）
	12 月	第 2 回地域協議会の開催（地域まちづくり計画策定着手）
24 年度		↓ 随時：地域協議会開催（6 回程度）
	9 月	斐川地域まちづくり計画の策定及び市長への報告

□斐川支所の組織（案）

合併後の斐川町役場は、「出雲市役所斐川支所」となります。支所の組織（案）は次のとおりです。

※検討調整中の内容であり、今後変更の可能性あります。

斐川支所の組織（案）合併時（H23.10.1）

課等名	想定係名	主な担当業務
理 事		
地 域 振 興 課	課長	
	地域振興係	地域振興、定住促進、自治会関係、市民活動の支援、広報公聴に関すること
	総務係	防災対策、災害救助、防災行政無線、交通安全対策、防犯、選挙、市有財産管理、文書管理に関すること
	空港対策室	出雲空港周辺対策事業に関すること
税 務 課	課長	
	市民税係	個人の市県民税の賦課、申告相談、市民税等の証明及び手数料の収納に関すること
	固定資産税係	固定資産税の土地及び家屋調査、固定資産税の土地及び家屋の評価補助、関係公簿の閲覧及び資産等の証明に関すること
市 民 生 活 課	課長	
	戸籍住民係	戸籍事務、住民異動届、印鑑登録事務、外国人登録事務、埋火葬許可に関すること
	国保年金係	国保の届出、保険給付、補助金、後期高齢者医療制度、乳児医療、福祉医療、国民年金の届出に関すること
	環境係	一般廃棄物の収集、ごみの減量化及び資源化、ごみ・リサイクル関係助成、不法投棄等の対応、斐川クリーンステーションの維持管理
健 康 福 祉 課	課長	
	福祉係	高齢者福祉・敬老事業、生活保護事務、民生委員・児童委員に関すること、障がい者福祉事業、保育所関係、介護保険関係
	健康係	健康づくり推進事業、健康相談、健康教育、成人・母子保健事業、予防接種、がん・結核検診に関すること
産 業 振 興 課	課長	
	農林水産振興係	地域農業推進計画、農業振興地域整備計画、農振除外受付指導、水田農業推進、有害鳥獣被害対策に関すること
	担い手産地強化支援係	担い手育成総合支援協議会事業、斐川町産地強化協議会の運営、担い手の育成、農産物振興等に関すること
	商工振興係	観光協会、直営観光施設等の維持管理、「花のまち斐川」推進事業、企業誘致、雇用創出事業等に関すること
建 設 課	課長	
	管理係	道路及び河川の維持管理、農業用水施設、排水機場の維持管理、都市計画、景観事業等に関すること
	工務係	国・県施行事業の調整、道路整備事業の計画・設計・施工、道路補修、河川維持補修に関すること
上下水道局斐川上下水道事務所	所長	
	下水道係	公共下水道、農業集落排水使用料の賦課及び施設の維持管理に関すること、簡易水道事業に関すること
斐川地域農業委員会事務局	事務局長	
	農業委員会係	農地法に基づく申請、許可、農業者年金等に関すること、耕作放棄地調査・対策、農地の権利移動・賃借等の調査に関すること
斐川教育事務所	所長	
	教育係	地区公民館、児童クラブ、人権啓発・教育、文化祭開催、文化協会関係、社会体育（スポーツ）、青少年、高齢者教育に関すること
職 員 数 合 計		99 名

議案

22年度出雲市・斐川町
合併協議会事業報告及び
歳入歳出決算について

歳入決算額 9,199,570 円、歳出決算額 6,231,744 円、差引残額 2,967,826 円を次年度繰越とする決算が認定されました。

歳 入 (円)	
項 目	金 額
負担金	9,199,000
出雲市	6,173,000
斐川町	3,026,000
諸収入	預金利子 570
歳入合計	9,199,570

歳 出 (円)	
項 目	金 額
運営費	2,691,197
会議費	協議会開催経費等 573,893
事務費	事務局事務費等 2,117,304
事業費	3,540,547
事業推進費	広報紙作成費等 3,540,547
歳出合計	6,231,744

歳入歳出差引残額	2,967,826
----------	-----------

報告

専決処分について
(23年度出雲市・斐川町
合併協議会予算)

予算総額 8,600 千円で承認されました。主に協議会などの会議運営費や事務局運営費、広報事業費、条例等の整備費に充てられます。

歳 入 (円)	
項 目	金 額
負担金	5,799,000
出雲市	3,891,000
斐川町	1,908,000
諸収入	預金利子 1,000
繰越金	前年度繰越金 2,800,000
歳入合計	8,600,000

歳 出 (円)	
項 目	金 額
運営費	815,000
会議費	協議会開催経費等 305,000
事務費	事務局事務費 510,000
事業費	7,763,000
事業推進費	条例整備費等 7,763,000
予備費	22,000
歳出合計	8,600,000

合併による住所表示の変更について

◎合併後の住所表示

平成 23 年 10 月 1 日から斐川町の住所表示が次のとおり変更になります。

- ①出雲市については、変更ありません。
- ②郵便番号、電話番号については、今までどおり変更ありません。

現在の住所の表示	新しい住所の表示	現在の住所の表示	新しい住所の表示
簸川郡斐川町大字学頭	→ 出雲市斐川町学頭	簸川郡斐川町大字鳥井	→ 出雲市斐川町鳥井
簸川郡斐川町大字莊原町	→ 出雲市斐川町莊原	簸川郡斐川町大字上直江	→ 出雲市斐川町上直江
簸川郡斐川町大字神庭	→ 出雲市斐川町神庭	簸川郡斐川町大字直江町	→ 出雲市斐川町直江
簸川郡斐川町大字三絡	→ 出雲市斐川町三絡	簸川郡斐川町大字美南	→ 出雲市斐川町美南
簸川郡斐川町大字上庄原	→ 出雲市斐川町上庄原	簸川郡斐川町大字福富	→ 出雲市斐川町福富
簸川郡斐川町大字阿宮	→ 出雲市斐川町阿宮	簸川郡斐川町大字原鹿	→ 出雲市斐川町原鹿
簸川郡斐川町大字出西	→ 出雲市斐川町出西	簸川郡斐川町大字今在家	→ 出雲市斐川町今在家
簸川郡斐川町大字神氷	→ 出雲市斐川町神氷	簸川郡斐川町大字沖洲	→ 出雲市斐川町沖洲
簸川郡斐川町大字求院	→ 出雲市斐川町求院	簸川郡斐川町大字中洲	→ 出雲市斐川町中洲
簸川郡斐川町大字併川	→ 出雲市斐川町併川	簸川郡斐川町大字黒目	→ 出雲市斐川町黒目
簸川郡斐川町大字富村	→ 出雲市斐川町富村	簸川郡斐川町大字三分市	→ 出雲市斐川町三分市
簸川郡斐川町大字名島	→ 出雲市斐川町名島	簸川郡斐川町大字坂田	→ 出雲市斐川町坂田

◎住所表示の変更による手続き ～斐川町に住所のある方等～

合併による住所表示の変更に伴う公的機関等への届出については、一部の事項を除いてほとんどのものは、**変更手続きの必要がありません。**

■手続きの必要がないもの

市・町関係…住民票、戸籍、印鑑登録、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、原動機付自転車等のナンバープレート、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、母子健康手帳、介護保険被保険者証、福祉医療費医療証、乳幼児等医療費受給資格証 など
 県関係……自動車運転免許証、旅券（パスポート）など
 その他……国民年金、厚生年金、土地（建物）登記簿等の土地（建物）の表示 など

■手続きが必要なもの

項 目	手続きを要する方	手続きの方法	問い合わせ先
学校法人の寄付行為	学校法人	学校法人において、遅滞なく寄付行為を変更し、届け出てください。	
宗教法人の規則	宗教法人	合併後に各宗教法人の規則に定める手続きに従って規則を変更してください。知事への規則変更の認証申請は不要ですが、変更した内容の届出が必要です。	島根県総務部総務課 (0852) 22-5018
公益法人の定款又は寄付行為	公益法人	合併後に開催する総会または理事会において、定款または寄付行為を変更してください。知事への定款または寄付行為の変更の認可申請は不要ですが、変更した内容の届出が必要です。	島根県各所管課
特定非営利活動法人の定款	特定非営利活動法人	合併後に開催する総会または理事会において、定款を変更して下さい。所轄庁へ定款変更した内容の届出が必要です。	出雲市市民活動支援課 (0853) 21-6528
消費生活協同組合の定款	消費生活協同組合	組合の区域の住所に変更がある場合は、合併後に開催する総会又は総代会において、定款を変更して下さい。知事への定款の変更の認可申請も必要です。	島根県環境生活部 環境生活総務課 (0852) 22-6787
社会福祉法人の定款変更	社会福祉法人	住所変更の手続きが必要です。登記は法務局へ。その後の届けは県庁地域福祉課へ提出してください。	島根県健康福祉部 地域福祉課 (0852) 22-5237
「食品衛生法」並びに「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく加工食品の製造所所在地の表示	加工食品の製造・加工業者等	適正な住所表示に変更してください。	出雲保健所 衛生指導グループ (0853) 21-1185 島根県農林水産部 食料安全推進課 (0852) 22-5134
肥料取締法に基づく肥料の生産業者等の住所の表示	肥料の生産業者等	適正な住所表示に変更してください。	島根県農林水産部 食料安全推進課 (0852) 22-5138
飼料等製造業者の届出	届出をしている方	住所変更手続が必要となりますので、県庁食料安全推進課で手続きをして下さい。	
漁業許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きが必要ですので、書き換え交付申請を行って下さい。この場合、手数料は不要です。	島根県農林水産部 水産課 (0852) 22-5312
遊漁船業の適正化に関する法律第7条(登録事項の変更の届出)	遊漁船登録を受けている方	住所変更の手続きが必要となります。この場合、手数料は不要です。	
海岸占用許可	許可を受けている方	住所変更の手続きが必要となりますので、住所を管轄する土木建築局及び土木建築(土木)事務所において、住所が変更となった日から10日以内に手続きをしてください。	出雲県土整備事務所 維持管理部 (0853) 30-5635
特定優良賃貸住宅供給計画の認定	認定を受けている方	住所変更の手続きが必要となりますので、供給計画変更認定申請書を県庁建築住宅課へ提出してください。	島根県土木部 建築住宅課 (0852) 22-5226
銃砲刀剣類製造等届出書	銃砲刀剣類製造業者	住所変更の手続きが必要となりますので、管轄の警察署で手続きをして下さい。	出雲警察署生活安全課・ 生活安全刑事課 (0853) 24-0110 (代表)
猟銃等保管業届出書	猟銃等保管業者		
使用人届出済証明書	使用人届出者		

※掲載されていない事項については、手続きをされた公的機関等へお問い合わせください。

合併協議会 委員の交代について

斐川町の議会議員の改選、および両市町議会の議長の就任に伴い、合併協議会委員の交代がありました。

合併協議会 委員・監査委員の皆さん

(平成 23 年 6 月 9 日現在)

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ 長 岡 秀 人	○ 勝 部 勝 明
議 長	宮 本 享 (新)	多々納 弘 (新)
議 員	寺 田 昌 弘	井 上 恵 夫 (新)
	福 代 秀 洋	坪 田 揚 子 (新)
学識経験者	萬 代 宣 雄	周 藤 昌 夫
	江 田 小 鷹	岡 正 明
	武 田 睦 弘	須 田 日出男
	松 浦 剛 司	昌 子 好 見
	渡 部 美知子	下 手 泰 子

◎会長、○副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監 査 委 員	勝 部 一 郎	小 村 克 利

お知らせ

合併協議会の会議資料や会議録はホームページでご覧いただくか、事務局へお問い合わせください。



URL <http://www.izumo-hikawa-gappei.jp>

出雲市・斐川町合併協議会

検索